

じん けん がくしゅう

人権学習パンフレット

自分らしくありたい!

だん じょ きょうどう さん かく

し てん

—「男女共同参画」の視点から—



わ か やま けん きょう いく い いん かい
和歌山県教育委員会

気づきのページ

みなさんの身の回りには、「女だから」「男だから」や「女らしく」「男らしく」など、女性・男性という性別により役割分担されたり、期待の差を感じたりすることはありますか。



ひたひ ^み ^{かん} ^{かんが} ^{はなし} ^あ
左のページのイラストを見て、感じたことや考えたことをグループで話し合ってみましょう。

^{かくじ} ^{かんが}
○各自で考えてみましょう。

^{はな} ^あ
○グループで話し合ってみましょう。

まな 学びのページ

じょせい じんげん どうこう 女性の人権をめぐる動向

ねん 1966年

ねん 1979年

こくさいじんげん きやくさいたく 国際人権規約採択

ねん こくれんそうかい さいたく せ
1948年に国連総会で採択された「世
かいじんげんせんげん ないよう くたいてき ほうてきこう
界人権宣言」の内容を具体的な法的拘
そくりやく も じょうやく こくれんそうかい
束力を持つ条約として国連総会において
さいたく せい さべつ
採択。性によるいかなる差別もなしにこ
きやく みと けんり そんちよう
の規約において認められる権利を尊重し
およ かくほ きてい
及び確保することが規定されています。

じょせい さべつてつばいじょうやくさいたく 女性差別撤廃条約採択

こくれんそうかい さいたく せい ちと くべつ
国連総会にて採択。「性にに基づく区別、
ばいじょ せいげん さべつ ばじ
排除、制限はすべて差別である」と、初
じょせい たい さべつ めいかく ていぎ
めて女性に対する差別を明確に定義した
だんじょびょうどう かくりつ めざ ほうりつ
もの。男女平等の確立を目指し、法律や
せいど しゅうかん たいしよう みなお
制度のみならず、習慣をも対象に見直し
つよ ちと
を強く求めています。

こくさいじんげん きやく ひじゅん 国際人権規約批准

ことば まな 言葉の学び

だんじょ きょうどうさんかくしゃがい 男女共同参画社会

だんじょ しゃがい たいとう こうせいしん
「男女が、社会の対等な構成員として、
みずか いし しゃがい ふんや
自らの意思によって社会のあらゆる分野に
かつどう さんかく きがい かくほ
おける活動に参画する機会が確保され、
だんじょ きんとう せいじてき しゃがいてきおひぶんか
もって男女が均等に政治的、社会的及文化
てきりえき せうじゆ とも
的利益を享受することができ、かつ、共に
せきにん にな しゃがい
責任を担うべき社会」のことをいいます。
だんじょきょうどうさんかくしゃがい きほんほう だい じゆ
(「男女共同参画社会基本法」第2条
ねんしこう
1999年施行)

こていてきせいべつやくわりぶんたん 固定的性別役割分担

だんじょ と こじん のうりよくなど やく
男女を問わず個人の能力等によって役
わり ぶんたんなど き てきとう
割の分担等を定めることが適当であるに
かが 就に しごと みが かつてい
も関わらず、「男は仕事・女は家庭」、
だんせい しゆよう きょうむ じょせい ほ じよてきぎょう
「男性は主要な業務・女性は補助的業
む など だんせい じょせい せいべつ
務」等のように、男性・女性という性別
りゆう こていてき やくわり わ かんが
を理由として、固定的に役割を分ける考
かた
え方のことをいいます。

1985年



女性差別撤廃条約批准

【条約批准に向けた国内法の整備】

1984年 国籍法改正

それまでは、父親が日本国籍の場合のみで認められていたが、両親のいずれかが日本人の場合に日本国籍が取得できるよう改正された。

1985年 男女雇用機会均等法

女性に男性と平等の雇用機会を確保する。

1985年 学習指導要領改定

教育カリキュラムの平等→中学校・高等学校での家庭科の男女共修。

※この他にも、現在、民法における女性の離婚後再婚禁止期間の短縮、税制中での「配偶者控除」や年金保険料支払いの「第3号被保険者制度」などについて議論されています。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/SEX)があります。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/GENDER)といいます。

気づかずに見過ごしているジェンダーを発見する「ジェンダーに敏感な視点」が重要です。



おんな

おとこ

「女らしく」「男らしく」に、とらわれていませんか？

○このような考え方にとらわれずに、多様性を認めあえる社会にしていくために、個人として、また、地域社会として、どのように取り組んでいくことが望ましいか考えてみましょう。



あら うち 新たな動き

さいきん せいせきしょうしゆ せいせき わだい みき きがい ふ
最近、性的少数者（性的マイノリティ）の話題を見聞きする機会が増えてきました。

せいせきしょうしゆ 性的少数者とは…

れんあい たいしやう どうせい む ひと せいどういつせいしやうがい からだ せい こころ せい く ちが ひと
恋愛の対象が同性に向く人や、「性同一性障害」など体の性と心の性が食い違う人をはじめ、
じぶん せいべつ いわかん おぼ ひと
自分の性別に違和感を覚える人などのことです。

どうせい す たい ねづよ へんけん さべついしき からだ せい こころ せい
同性を好きになることに対しては根強い偏見や差別意識があり、また、体の性と心の性との
く ちが なや しゆうい こころ ことば こうきめ くる ひと
食い違いに悩み、周囲の心ない言葉や好奇の目にさらされ苦しんでいる人がいます。

さいきん そうしやう い か よ ふん
最近では、総称として、以下のように「LGBT」とも呼ばれています。また、この4つの分
るい あ ひと
類に当てはまらない人もいます。

L レズビアン

じよせいどうせいあいしや
女性同性愛者

G ゲイ

だんせいどうせいあいしや
男性同性愛者

B バイセクシャル

りやうせいあいしや
両性愛者

T トランスジェンダー

からだ せい こころ せい く ちが ひと いわかん も ひと
体の性と心の性が食い違う人や違和感を持っている人

せいせきしょうしゆ やく ぜんこく 7.6% (でんつうさうさ) 性的少数者は、約7.6%（電通調査）

へいせい ねん ぜんこく さいだいやく まんにん たい ちやうさ じっし
平成24年、全国の20～50歳代約7万人に対し、インターネットによるアンケート調査を実施。
けつ か せいせきしょうしゆ わりあい やく にん り へいせい ねん がつ おこな どうよう ちやうさ
結果、性的少数者の割合は約5.2%（19人に1人）。平成27年4月に行った同様の調査では、
やく にん り
約7.6%（13人に1人）でした。

せいどういつせいしやうがい かが じどうせい と たい こま たいあう じっし 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について」

へいせい ねん ど もんぶ かがくしやう ぜんこく しょうがっこう ちやうがっこう こうとうがっこう ちやうとうきやういっくがっこうおよ とくべつしえんがく
平成25年度、文部科学省が全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学
こう たいしやう にんい じっし ちやうさ せいどういつせいしやうがい ほうこく けん おとこ けん おんな けん
校を対象に任意で実施した調査によると、性同一性障害との報告が606件（男237件、女366件、
おかいとう けん
無回答3件）ありました。

じやうきやう へいせい ねん がつ にち もんぶ かがくしやう せいどういつせいしやうがい じどうせい と がっこう
そのような状況をうけ、平成27年4月30日、文部科学省が性同一性障害の児童生徒の学校で
たいあうれい ぜんこく きやういっく いんかいなど つうち よ せいせき
の対応例をまとめ、全国の教育委員会等に通知しました。LGBTと呼ばれる性的マイノリティ
じどうせい と たいあう はじ げんきやう きやういっく たい いっぽうてき ひてい ちと
の児童生徒への対応についても初めて言及し、教職員に対し、一方的に否定しないように求め
ました。

これから自分にできること

今日の学習では、身近なところにある男女の区別に関わるエピソードや固定的な性別による役割分担について考えてきました。

男女の個人としての尊厳が大切にされ、性別にとらわれず、男性も女性も、また、LGBTなどの性的少数者の方も、一人の人間として能力を発揮できる社会を築いていくことが大切です。

○誰もが性別にとらわれず自分らしく生活していけるようにしていくために、私たちにできることを話し合ってみましょう。

■お問い合わせ
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室
和歌山市小松原通一丁目1

TEL : 073-441-3719 FAX : 073-441-3724

※県教育委員会のホームページに使い方等を掲載しています。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/0jinken.html>

平成28年3月

VEGETABLE 再生紙を使用しています。

人権学習パンフレット

自分らしくありたい!—「男女共同参画」の視点から—

このパンフレットは、保護者や子供に関わる地域の方々を対象に、ワークショップなど参加体験型で学ぶ教材として作成したものです。

今回は、「男女共同参画」について取り上げました。男女が対等に参画する社会を目指すために、身の回りにある固定的性別役割分担に気づき、女性の人権が確立されてきた経緯を学び、女性・男性を問わず全ての人が対等に、かつ多様性を認めあえる社会にしていくことをねらいとしています。

以下は、学習の流れの一例を示したものです。グループで学習する際の進行役（ファシリテーター）の方は、この例を参考に、学習の状況に合わせて工夫し、活用してください。

※留意点

- ・ 学習を始める前に、以下の「3つのルール」を守るように伝えましょう。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①「参加」：基本的には、活動のすべてに一人一人が参加することを意味していますが、答えたくない質問などには、“パスする”ことも可能です。</p> <p>②「尊重」：みんなの意見もしっかり聴いて、自分の意見を言いましょう。</p> <p>③「守秘」：本音で意見を出し合うことができるよう、学習の場で出された意見は、決して外へ持ち出さないことを約束しましょう。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 学習を始める前に、アイスブレイキング（緊張ほぐし）などを行い、参加しやすい雰囲気づくりをしましょう。

〔和歌山県教育委員会生涯学習課ホームページ「人権教育資料」に掲載している「学習の前にアイスブレイキング」を参考にしてください。〕

- ・ この展開例は、90分での学習を想定していますが、学習時間は状況に合わせて適宜設定してください。

※ 参加している学習者やその家族・友人等に、当事者がいる可能性があることを考慮し、学習を行ってください。

○1頁 表紙 (様々な職業) について

時間	活 動	留 意 点
5分	<p>○7つのイラストを見て共通点を探す。</p> <p>○他の事例を考える。</p>	<p>○参加者に意見を出してもらいましょう。</p> <p>○いずれも以前は「女性が△△なんて…、男性が△△なんて…」と言われていた職業であり、かつてのイメージとは違う性が描かれていることに気づけるとよいでしょう。</p> <p>○パイロット、漁師、寿司職人、政治家など</p>

○2・3頁「気づきのページ」の展開例

時間	活 動	留 意 点
20分	<p>〔2頁〕</p> <p>○2つのイラストの説明を聞く。</p> <p>〔3頁〕</p> <p>○2頁のそれぞれの事例について考える。</p> <p>○グループで意見交流をする。</p> <p>○話し合ったことを発表する。</p>	<p>○2つのイラストについて以下の点について参加者に問いかけましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上のイラストの4つの吹き出しを参考にして、このようなことは他にないですか、それに対してどう思いますかなど。 ・下のイラストについて、どんな印象をもちますかなど。 <p>○各自で自分の考えをワークシートに記入するよう伝えましょう。</p> <p>○2人組又は4人グループなどで、意見交換するよう伝えましょう。</p> <p>○どのような意見が出たか、各グループから発表してもらうことをあらかじめ伝えておきましょう。</p>

○4・5頁「学びのページ」の展開例

時間	活 動	留 意 点
10分	<p>○「女性の人権」が確立されてきた経緯について、国連及び国の動向を理解する。</p> <p>○「言葉の学び」の用語について理解する。</p>	<p>○参加者に音読してもらうこともよいでしょう。</p> <p>○女性の人権確立に向けた動向はこれだけではなく、一部であることを確認しましょう。</p> <p>○参加者に音読してもらうこともよいでしょう。</p>

○6頁「女らしく、男らしくに、とらわれていませんか？」の展開例

時間	活 動	留 意 点
20分	<p>○イラストをもとに、家庭や地域社会の様々な場面で、「女性は～、男性は～」となっている事例を考える。</p> <p>○多様性を認めあえる社会を実現するために、各自で、また地域社会として取りくんでいくべきことについて考える。</p> <p>○話し合ったことを発表する。</p>	<p>○このイラストの他にも、似たような事例がないか各自で考えるように伝えましょう。</p> <p>○2人又は4人のグループなどで話し合うよう伝えましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が心がけていることは？ ・もっとこうしたらと思うことは？ ・気づいたことは？ <p>○各グループごとに、話し合ったことを発表してもらいましょう。</p>

○7頁「新たな動き」の展開例

時間	活 動	留 意 点
15分	<p>○性的少数者について、概要を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者とは… ・性的少数者の割合 ・学校での対応についてなど 	<p>○パンフレットの内容に沿って、性的少数者について説明しましょう。</p> <p>○参加者やその家族・友人等に当事者がいる可能性があることに配慮しましょう。</p> <p>○参加者が性的少数者について理解することが、当事者にとって自分のことが言える環境づくりにつながることを確認しましょう。</p> <p>○文部科学省が、学校の対応として示している内容について、資料(「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」)を用いて学習を深めてもよいでしょう。</p>

○8頁「これから自分にできること」の展開例

時間	活 動	留 意 点
20分	<p>○今日の学習をとおして、学んだことをワークシートに記入する。</p> <p>○記入したことについてグループで意見交流をする。</p> <p>○話し合ったことを発表する。</p> <p>○本日の学習のまとめ</p>	<p>○全体をとおしてのことや性的少数者について学び、感じたことについて各自記入してもらいましょう。</p> <p>○様々な角度から自由に意見交換してもらいましょう。</p> <p>○いくつかのグループに発表してもらいましょう。</p> <p>○性別にとらわれず、多様性を認め合う考え方が大切であり、そのような社会の実現に向けて、一人一人が努力していく必要があることを押さえましょう。</p>